

ご存じですか

公文書公開制度と 個人情報保護制度

より開かれた市政をめざして

昭会先 総務管財課 ☎26802

市には、情報公開に関する2つの条例があります。市が持っている情報を市民の皆さんに公開するための「公文書公開条例」と、市民の皆さんの個人情報情報を適正に取り扱うための「個人情報保護条例」です。これらは、市民参加による開かれた市政をさらに進めるために制定されたものです。
ここでは、この条例の内容と実施状況などを紹介します。

公文書公開条例

この条例は、市民の皆さんの公文書の公開を求める権利を明らかにし、公文書を公開するために必要な事項を定めています。

利用できる人は

- ▼市内に住んでいる方
 - ▼市内に事業所などがある方や法人など
 - ▼市内に通勤、通学している方
 - ▼市に利害関係がある方
- ※これら以外の方の請求にも応えるよう努めています。

公開される情報は

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会）の職員が、職務上作成または取得した公文書が対象となります。

公開できない情報もあります

公文書は公開することが原則です。しかし、個人のプライバシーに関するものや、法人などの事業活動に不利益を与えるものなどは非公開になります。

平成22年度関市公文書公開の実施状況

1 請求者別の請求状況

区分	市内在住者	その他	合計
件数	13	3	16

2 実施機関別の請求状況

	実施機関		実施機関	
	件数	件数	件数	件数
市長	市長 公室	2	教育委員会	1
	企画部	1	議会	1
	総務部	5		
	福祉部	1		
	建設部	5	合計	16

3 公開決定状況および不服申立て状況

区分	公開	部分公開	非公開	不存在	不服申立て申請
件数	13	3	0	1	0

※1件の請求に対して2つの決定をしたものがあるため、件数の合計は一致しません。
※「部分公開」とは、文書の中に個人情報などが含まれている場合にその部分を除いて公開することです。「不存在」とは、請求された文書が存在しない場合です。

4 公開請求に対する決定をした文書【決定状況】

- ◎上之保地域審議会の会議録及び資料【公開】
- ◎健康福祉交流整備事業検討委員会の委員会資料等(3件)【公開(2件) 部分公開(1件)】
- ◎地方議会議員年金の制度運用についての関係書類【公開】
- ◎中池公園等の自動販売機に係る電気料収入台帳等【公開】
- ◎関市防災行政無線同報系設備設置工事に伴う設計内訳書及び根拠資料【部分公開】
- ◎倉知支部等自治会要望書(2件)【公開(2件)】
- ◎関市寝たきり高齢者等介護者慰労金の支給に係る書類【公開】
- ◎関市小中学校連合音楽会におけるバスの賃貸借契約業者の下請業者に係る証拠書類【公開】
- ◎富野ふれあいセンター駐車場の使用に関する書類【公開】
- ◎平成19年度から平成22年度までの除雪費に係る書類【公開】
- ◎関市が所有する土地の地番、地目等を記載した書類【公開 不存在】
- ◎土地収用に関する書類の保存年限を証する書類【部分公開】
- ◎平成22年度の譲渡所得の特例適用に関する税務署との協議に関する確認書【公開】

平成22年度関市個人情報の開示等の実施状況

1 請求者別の請求状況

区分	市内在住者	その他	合計
件数	開示	0	2
	訂正	0	0
	削除	0	0
	差止め	0	0

2 実施機関別の請求状況

	実施機関		請求の区分	
	件数	件数	件数	件数
市長	福祉部	1	開示	1
	市民環境部	1	開示	1

3 開示等の決定状況および不服申立て状況

区分	開示	部分開示	非公開	訂正・削除・差止め決定	訂正・削除・差止め決定	不存在	不服申立て申請
件数	1	0	0	0	0	1	0

4 開示等の請求に対する決定をした文書【決定状況】

- ◎印鑑登録交付記録【不存在】
- ◎老人保健及び後期高齢者医療の医療費一覧【開示】

個人情報保護条例

この条例は、市民の皆さんが自分の個人情報の開示を求める権利を保障し、個人情報の適正な取り扱いを定めています。

個人情報は

適正に維持管理します

市が持っている個人情報は、他人に漏れることがないように管理します。また、 unnecessary 個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報の収集の制限

- 市は個人情報を、
- 事務に必要な最小限の範囲で
- 目的を明らかにして
- 適法、公正な方法で
- 原則として、本人から直接収集します。

自分の個人情報が

チェックできます

- 自分の情報をチェックしたいとき
↓【開示請求】
- 自分の情報に誤りがあるとき
↓【訂正請求】
- 市が決められた手続きに違反して、情報を収集したとき
↓【削除請求】
- 市が決められた手続きに違反して、情報を利用しているとき
↓【差止め請求】

公文書の公開・個人情報の開示などの請求から決定まで

審査会

＜不服申立てを審査する＞

- ◆学識経験者5人で構成される「公文書公開審査会」「個人情報保護審査会」で、慎重に審査し、実施機関に答申します。



答申

諮問

実施機関（担当課）

- ◆実施機関は、審査会へ諮問します。
- ＜決定する＞
- ◆実施機関は審査会の答申を尊重して、あらかじめ公文書公開や個人情報開示などの決定をします。



決定の通知



費用

- ◆閲覧は無料です。
- ◆コピー代は実費を負担していただきます。

閲覧または写しの交付

- ◆決定通知書で指定された日時、場所にお越しいたき、閲覧または写しの受け取りをしていただきます。



請求する（所定の文書で）

- ◆請求や照会、相談は、総務管財課または各課へ。
- ◆個人情報の開示請求は、本人であることが証明できるものが必要です。



公開・非公開などの決定

- ◆請求のあった公文書を所管するところで、公開・非公開などの決定をします。



決定の通知

- ◆請求書を受理した日から15日以内に、請求者に決定の内容を通知します。



公開できません

不満

納得



不満

納得



＜訂正などの請求＞

- ◆開示された個人情報に不満があるときは、訂正などの請求ができます。
- ◆その決定に納得できないときは、不服申立てができます。

不服申立てをする

- ◆不服があるときは、60日以内に不服申立てができます。